

○農林水産省告示第千五百七十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和九年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年十月二十日

農林水産大臣 武部 新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

都道府県名	福島県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	52,830円	47,550円	42,260円	36,980円	31,700円	福島県の区域
	4 類	78,320円	70,490円	62,660円	54,820円	46,990円	福島県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円 15,760円 14,010円 12,260円 10,510円					福島県の区域
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 52,830円 47,550円 42,260円 36,980円 31,700円					
春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 70,630円 63,570円 56,500円 49,440円 42,380円							
		春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 78,320円 70,490円 62,660円 54,820円 46,990円					
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	1,570円	福島県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	福島県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,400円	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	福島県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの帛立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。